

## 【生活保護法指定医療機関関係手続き Q & A】

Q 1. 生活保護法指定医療機関の申請・届出の様式はどこを見たらよいか。

→A. 様式は県のホームページに掲載してありますので、御確認ください。

県のホームページ（健康・福祉＞社会福祉＞生活保護＞各種申請・届出様式）

なお、指定申請・指定更新申請の様式については、トップページの検索欄に「生活保護 指定医療」と入力すれば早く見つけられます。

Q 2. 指定申請・指定更新等の手続きはどうすれば良いのか。

→A. 申請書、誓約書及び九州厚生局からの保険医療機関（保険薬局）指定通知書の写し（介護機関の場合は介護保険法による指定通知書の写し）をとりまとめて、所轄の福祉事務所に御提出ください。

また、変更・廃止・休止・辞退・再開については、届出書のみを所轄の福祉事務所に御提出ください。

※令和5年7月1日から、指定医療機関の申請等（新規指定申請、更新申請、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申し出）については、九州厚生局鹿児島事務所へ提出することも可能となりましたので、所轄の福祉事務所又は九州厚生局鹿児島事務所に御提出ください。ただし、訪問看護ステーション、指定介護機関及び指定施術機関については対象外ですので、従来通り所轄の福祉事務所に御提出ください。

Q 3. 九州厚生局の指定通知書が届かないが、どうすれば良いか。

→A. 九州厚生局鹿児島事務所（099-201-5801）にお問い合わせください。

Q 4. 指定更新申請は何年ごとに行う必要があるのか。

→A. 法改正に伴い、6年ごとに行う必要があります。更新の手続きに当たっては、当該課から期限の到来する機関に当該月に更新案内を通知しますので、それを受けて所轄の福祉事務所又は九州厚生局鹿児島事務所へ申請書類を提出してください。福祉事務所の連絡先は県のホームページに掲載しています（健康・福祉＞社会福祉＞生活保護＞生活保護制度について＞県内福祉事務所一覧）。

Q 5. 失念で指定申請・指定更新の手続きを行っていなかったが、今からでも提出してよいか。

→A. 指定申請・指定更新については、九州厚生局の保険医療機関（保険薬局）指定通知書の指定期間（始期）に合わせて指定することとなります。速やかに所轄の福祉事務所又は九州厚生局鹿児島事務所へ書類を提出してください。

Q 6. 介護機関の指定申請手続きはどうすれば良いのか。

→A. 申請書、誓約書、介護保険法による指定通知書の写しをとりまとめて、所轄の福祉事務所に御提出ください。ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受けた事業所については生活保護法の指定を受けたものとみなされるため、指定申請は不要です。

なお、訪問看護の業務をされる場合は指定医療機関の申請手続きが必要ですので、書類を所轄の福祉事務所に御提出ください。

Q 7. 施術機関の指定申請手続きはどうすれば良いのか。

→A. 申請書、誓約書、免許証の写し及び施術所の開設届の写し（申請者が施術所の開設者である場合）をとりまとめて、所轄の福祉事務所に御提出ください。県との契約締結が必要な場合は、申請者に対して別途県から連絡いたします。

Q 8. 指定医療機関で所在地や開設者（法人名）が変更された場合は、変更届を提出すれば良いのか。

→A. 廃止届の提出と同時に改めて指定申請書を提出していただく必要があります。指定医療機関コードが変更になる場合も同様です。ただし、法人名が変わらず、その代表者が変更になる場合は所轄の福祉事務所又は九州厚生局鹿児島事務所へ変更届を提出してください。

Q 9. 所在地が鹿児島市である医療機関の手続きはどうすれば良いか。

→A. 鹿児島市福祉事務所の給付医療係(099-216-1251)にお問い合わせください。